

学位論文に係る申合せ

平成15年2月6日
大学院委員会

博士論文審査取扱要領第4条第1項第3号に規定する「専門学術誌に公表された論文であること」とは、次の場合を含むものとする。

専門学術誌のホームページにオンライン・パブリッシュされ、研究部長が認めた論文は、公表されたものと同等のものとする。

附 則

この申合せは、平成15年3月1日から施行する。